

「富士見市国民保護計画（原案）」に対する意見募集の結果について

平成18年12月1日

庶務課

富士見市は「富士見市国民保護計画（原案）」に対する意見の募集を、平成18年10月24日から平成18年11月24日まで行いました。

その結果2件のご意見を頂きました。お寄せ頂いた、ご意見及び当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- 募集期間 平成18年10月24日～平成18年11月24日
- 告知方法 広報ふじみ、市ホームページ
- 意見提出方法 直接提出、郵便、FAX、電子メール

募集意見（2件）

意見概要	市の考え
<p>（1）富士見市国民保護計画策定には反対です。国民を保護する第一義は憲法の平和条項（前文・九条など）を徹底することにある。如何なる名目といえども武装自衛隊の海外派遣や紛争海域の常駐を止め、憲法による外交・内政を実現することが、「国民保護」に最も現実的で効果的と考える。60年前の初心に立ち返り、市政もその精神で執行されることを求める。町会組織を利用することは不同意です。</p>	<p>本計画は、国民保護法第35条第1項に基づき策定されるもので、万が一、武力攻撃災害、テロ等が発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するために備える計画です。ご意見のように、なによりも平和主義と国際協調のもとで、世界平和の安定のために国が外交努力をしていく必要があります。しかし、地下鉄サリン事件や世界各地でのテロ、核や拉致など北朝鮮をめぐる問題など、日本の安全環境が大きく変わってきています。そういった中で、国民の安全を確保するための法整備がされたものと認識しています。本市として、市民の生命財産を守る責務を考えますと、国の基本指針及び県</p>

	<p>国民保護計画との整合を図りながら取り組んでいかなければならないと考えております。また、町会等住民組織との関係は、武力攻撃事態等が生じた場合に、いかに迅速に市民を避難誘導し、その生命、身体、財産を守るかという視点に立って市民の安全を確保するための措置にご協力をいただくものです。</p>
<p>(2) 形式的なパブリックコメント応募は無効であることを主張します。ただ1箇所の「閲覧および用紙・資料配付場所」に限定することは形式行政そのものと考えます。市ホームページから閲覧できる方は幾人が把握しているのでしょうか。すぐわかるように表示されていたのでしょうか。アクセスできたとしても検討するには印刷が必要であり、現実的な方法とお考えなのではないでしょうか</p> <p>「広報ふじみ」では、11月号以前に何時・どのような広報がされたのでしょうか。11月号も「パブリックコメントを実施します」が主題で、「案件名」そのものの強調はありません。</p>	<p>富士見市自治基本条例の施行に伴い、パブリックコメントの運用方法については、基準を定めて実施しており、より幅広く市民の皆さんのご意見をいただくようにしております。閲覧および用紙・資料配付場所は、市の各種行政情報を提供する「市政情報コーナー」で、必要に応じ担当職員が説明にあたるように配慮したものです。また、ホームページから閲覧可能な方に対しては、トップページにわかりやすく「パブリックコメント」のタブから、ページに入れるように工夫しており、印刷は必要な部分を随意にさせていただくこととなります。広報への記事掲載方法についても基準を定めて実施しております。ご指摘の案件名の強調については今後検討いたします。</p>